

# しまねエコライフサポートセンター（エコサポしまね）ホームページ作成業務 企画提案競技募集要項

## 1. 目的

公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所は、島根県から地球温暖化対策推進法に基づく「島根県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、地球環境の保護や、脱炭素化など地球温暖化防止の活動を行っているところです。また、当事務所では「エコサポしまね（松江事務所の愛称）」のホームページを設け、各種コンテンツを掲載し、県民の皆さんに温暖化や脱炭素、持続可能な地域づくりなど地球環境課題について知っていただく取組を行っているところです。このたび、より多くの県民の皆様へ広く的確に情報をお伝えできるよう、ホームページを一新することとし、ホームページの作成等について業務を委託する事業者の選定を行うため企画提案競技を行います。

## 2. 業務概要

### (1) 委託業務名

しまねエコライフサポートセンター（エコサポしまね）ホームページ作成業務

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（水）

ウェブサイトの稼働開始は、令和8年3月中旬を予定

### (3) 業務内容

別添「しまねエコライフサポートセンター（エコサポしまね）ホームページ作成業務企画提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### (4) 委託料の上限

4, 100 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3. 参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 島根県に本店、支店、営業所等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、松江市内にて随時打ち合わせが可能な者であること。
- (2) 島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

#### 4. 募集に関するスケジュール等

企画提案競技参加者は、事前に参加意思確認のため、企画提案競技参加申込書（様式 1）を提出すること。資格審査の上、参加資格を有する者に対して、企画提案書の提出及び提案書プレゼンテーションへの出席を要請する。

##### (1) 公募の開始

- ア 日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）
- イ 公表場所 エコサポしまねホームページ

##### (2) 内容に関する質疑応答

- ア 提出期限 令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時まで
- イ 提出書類 質問書（様式 2）
- ウ 提出方法 メール、持参又は F A X による
- エ 回答期限 令和 7 年 7 月 29 日（火）を予定。  
（エコサポしまねホームページ上に掲載する）

##### (3) 企画提案の参加申込書の提出

- ア 提出期限 令和 7 年 8 月 1 日（金）17 時必着
- イ 提出書類 参加申込書（様式 1）、誓約書（様式 1-2）、5 の（1）に掲げる書類一式
- ウ 提出方法 持参又は郵送による  
※持参の場合の受付時間は、9 時から 17 時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
までとし、郵送の場合は、期限内に確実に届く方法に限る。
- エ 参加資格通知 令和 7 年 8 月 6 日（木）までに通知

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年8月18日(月)17時必着

イ 提出書類 5の(2)、(3)に掲げる書類一式

ウ 提出方法 持参又は郵送による

※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)までとし、郵送の場合は、期限内に確実に届く方法に限る。

(5) 提案者プレゼンテーション(審査)

ア 審査日 令和7年8月25日(月) 場所:松江市

※プレゼンテーションの時間及び会場については、企画提案競技参加申込書提出者に別途通知する

5 企画提案に係る提出書類

(1) 企画提案競技参加申込

ア 最新の営業・事業活動がわかる報告書等(会社概要・事業報告書等)

イ 過去3年程度の類似事業実績一覧

(2) 企画提案書(任意様式)8部(正本1, 副本7)

ア 用紙の大きさはA4判、左綴じを原則とする。

(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする)

イ 事業実施体制図(各構成員の役割分担等が明示されているもの)及び来年度以降の運用保守業務を遂行する体制図を含めること。

ウ 項目

- ・企画コンセプト
- ・デザイン・レイアウトに関する提案
- ・機能に関する提案
- ・運用保守・セキュリティに関する提案
- ・その他、本業務の遂行に必要な事項

(3) 見積書(任意様式)1部

ア 見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。

イ 明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。

ウ 来年度以降の運営管理業務に係る経費の見積書(単年度)を、上記とは別様で提出すること。

6 提出及び問合せ先

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

審査会において、提案者プレゼンテーションを「(2) 審査内容」に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託契約候補者として選定する。

企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。

審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。

### (2) 審査内容

- ・1事業者につき30分を設け、プレゼンテーション20分以内とし、残りの時間は質疑応答とする。
- ・原則として、事前に提出された企画提案書以外の資料を用いた説明は不可とする。ただし、事前に提出された企画提案の内容をよりわかりやすくするもの等は使用できるものとする。

評価項目	評価の視点
コンセプト	・本業務の趣旨・目的を充分理解し、ページ構成の考え方が明確かつ適切に示されているか
デザイン	・利用者への確に伝える独自性のあるデザインとなっているか ・情報の入り口がわかりやすく設置され、各ページへの誘導として適切かつ簡潔にデザインされているか
サイト構成	・アクセシビリティ、ユーザビリティが考慮されているか ・利用者が容易に目的に到達できるような構成となっているか
CMS	・マニュアル及び操作研修により、コンピューターの知識のない職員でも容易にコンテンツの編集をすることができるか、また、管理運用ができるか ・今後の保守等について配慮されているか

セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に沿ったセキュリティ対策が示されているか</li> <li>・安定的なウェブサイトを運営するための提案となっているか</li> </ul>
SEO 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検索からの流入増につながる対策がとられているか</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績に必要な人材や体制が確保されているか</li> <li>・本業務を適正に実施できるスケジュールとなっているか</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか</li> <li>・運用保守の体制は十分か。また、操作研修など利用に関するサポート体制はあるか</li> </ul>
価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の範囲内で妥当な価格であるか</li> <li>・来年度以降の運用保守経費については妥当か</li> </ul>
その他有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的を達成するためのその他有効な提案があるか</li> </ul>

### (3) 提案者への採否通知

受託候補者決定後、提案者全員に通知する。

## 8 契約

### (1) 契約の締結

ア 受託候補者と財団は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約限度額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

イ 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

### (2) 契約保証金

公益法人しまね自然と環境財団 会計規程第46条による。

### (3) 著作権等

本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、委託者に帰属するものとする。

また、受託者は、著作人格権を行使しないものとする。

### (4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とする。

## 9. その他

### (1) 企画提案書の無効

3の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

### (2) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

ただし、プレゼンテーション審査に参加した事業者で、最終的に企画案が採用されなかった者に対しては、応募料として1社10,000円を支払う。

### (3) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

### (6) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを島根県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品  
その他財産上の利益を与えること。

(7) その他

ア 詳細は、別添仕様書による。